平成２６年（フ）第６７０号
大阪府富田林市若松町１丁目７番５―303号
債務者　穴井　英雄
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６７８号
大阪府藤井寺市小山９丁目４番38―303号、前住所大阪府松原市天美東７丁目12番25―701号
債務者　西村　　孝
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６９２号
大阪府高石市綾園２丁目14番21号
債務者　永見　拓也
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７０５号
大阪府松原市三宅中２丁目13番２号
債務者　山本正二郎
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７２３号
大阪府富田林市楠風台２丁目12番６―405号
債務者　白鳥ひとみ
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３７３３号
大阪府摂津市鶴野４丁目21番23―509号
債務者　安生　和子（旧姓種田）
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６２２号
東京都八王子市中野上町１丁目８番22号中野田口ビル402号
債務者　瀬戸　康文
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月13日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１３４０号
神奈川県藤沢市湘南台６丁目11番地の12
債務者　穴水　博美
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６４２号
東京都八王子市追分町７番12―1103号
債務者　長谷川　渉
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第６６０号
東京都八王子市高倉町７番地６ステータス高倉308号
債務者　上濱　裕一
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４１０号
静岡市駿河区栗原30番13号
債務者　望月　彰吾
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月18日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４１５号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町119番地１　セジュールベル２番館101号室
債務者　小川　嘉洋
1　決定年月日時　平成26年９月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２４９号
横浜市南区大岡１丁目32番14号　ＮＩＣコートハウス弘明寺302号
債務者　上野信一郎
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４０９号
横浜市港北区日吉１丁目６番11―416号
債務者　米田　淳子
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５０９号
横浜市中区本牧大里町９番23―403号
債務者　松本由佳里
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４７３号
横浜市磯子区栗木２丁目11番12―201号
債務者　中田　志及
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部